

秋田県高齢者生きがい活動支援団体表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が活躍する場の創出に積極的に取り組んでいる企業や団体を表彰し、広く県民に周知することにより、高齢者の生きがいづくり及び自己実現の場の拡大を図ることを目的として、知事が秋田県表彰規則（昭和43年秋田県規則第20号）に基づいて行う表彰について必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 県内で高齢者（原則65歳以上の者）が活躍する場の創出に尽力し、他の模範となっている企業や団体とする。

(表彰の方法)

第3条 知事は、被表彰者に表彰状を授与する。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は次により行う。

- 1 行政関係者、高齢者生きがい活動に精通している有識者等で構成する選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。
- 2 選考委員会は、市町村長又は地域振興局長から推薦された企業や団体のうちから、被表彰者を決定する。
- 3 被表彰者は原則として2団体以内とする。

(広報)

第5条 知事は、被表彰者名及び実績について、ホームページ等により広く周知を図る。

(事務)

第6条 表彰に関する事務は、健康福祉部長寿社会課において所掌する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。